

公 告 書

公告 第 396 号
令和 8 年 9 月 24 日

組合規約の一部変更について

サンデン健康保険組合規約の一部を次のように改正する。

1. 規約第 47 条 2 項（1）中、「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に、「支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。
2. 規約第 49 条（9）中、「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

サンデン健康保険組合

理事長 関口 裕志



新旧条文対照表

新条文	旧条文
第 1 条～第 4 6 条（略） （会計年度所属区分） 第 4 7 条（略） 2 支出の会計年度所属は、次の各号による。 （1）保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>）を経由するものにあつては、<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>とする。）がその請求を受理した日の属する年度 （2）～（6）（略） 第 48 条（略） （準備金の保有方法） 第 49 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前 3 年度の保険給付に要した費用の平均年額の 12 分の 1 に相当する額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有しなければならない。 （1）～（8）（略） （9）<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>への委託金 （10）～（12）（略） 2 （略） 第 50 条～第 68 条（略） 附 則 （施行期日） この規約は、令 8 年 10 月 1 日から施行する。	第 1 条～第 4 6 条（略） （会計年度所属区分） 第 4 7 条（略） 2 支出の会計年度所属は、次の各号による。 （1）保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（<u>社会保険診療報酬支払基金</u>）を経由するものにあつては、<u>支払基金</u>とする。）がその請求を受理した日の属する年度 （2）～（6）（略） 第 48 条（略） （準備金の保有方法） 第 49 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前 3 年度の保険給付に要した費用の平均年額の 12 分の 1 に相当する額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有しなければならない。 （1）～（8）（略） （9）<u>社会保険診療報酬支払基金</u>への委託金 （10）～（12）（略） 2 （略） 第 50 条～第 68 条（略）